

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1356号)

平成28年11月9日

横 情 審 答 申 第 1356号

平 成 28年 11月 9日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成28年1月18日建建道第1266号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「イ本書 請求者が特定年月日付けで横浜市長に宛た開示請求書原本。」  
の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「イ本書 請求者が特定年月日付けで横浜市長に宛た開示請求書原本。」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「イ本書 請求者が特定年月日付けで横浜市長に宛た開示請求書原本。」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成27年12月3日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市に保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 条例第9条の該当性について、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1266号等では、条例第9条に基づく存否応答拒否の適用に当たっては、①特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること及び②開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があることの2つの要件を備えていることが必要であると解されている。
- (2) まず、本件請求が上記①の要件に該当するか否かについて説明する。本件請求は、特定個人を名指しし、当該特定個人が特定年月日に提出した開示請求書原本の開示を求めている。したがって、一部開示決定又は非開示決定を行えば本件申立文書が存在することが明らかとなり、また、不存在による非開示決定を行えば本件申立文書が存在しないことを答えることになる。その結果、特定個人が特定年月日に開示請求書を提出したことの事実の有無が明らかになり、本件申立文書を開示したのと同様の効果が生じることとなる。

したがって、上記①の要件に該当する。

- (3) 次に、本件請求に係る情報が上記②の要件に該当するか否か、すなわち条例第7条第2項第2号で規定する非開示事由に該当するか否かについて説明する。

開示請求書を提出したという事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

したがって、上記②の要件に該当する。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件申立文書は、裁判所及び関係部署において既に公にされている情報であり、条例第7条第2項第2号には該当せず開示することが妥当であると考える。
- (3) 実施機関は、開示請求書の補正を行うに当たって、電話伝達ではなく、文書送付による補正を行うべきである。申立人は、電話伝達ができなかったから非開示にしたとは言語道断であり、条例に反する行為であると考える。
- (4) 申立人は、本件請求時に複数の文書を指定して提出した。しかし、本件処分は、複数の文書を指定した開示請求のうち1つにしか回答がない。実施機関は、条例の規定どおり全ての文書に対して早急に開示決定をすべきである。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 行政文書の開示請求に係る事務について

ア 横浜市は、条例を制定し、市民の知る権利の尊重と、市が市政に関して説明する責務を明記するとともに、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障している。また、附属機関の会議の公開や出資法人等の情報公開にも取り組むなど、情報公開の総合的な推進を図っている。

イ 実施機関は、請求のあった行政文書について、原則として請求日の翌日から14日以内に開示するかどうかの決定を行い、請求者にその内容を通知している。また、開示請求に係る行政文書は、原則として開示するが、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報など、条例第7条第2項各号に掲げる情報については、開示しないことができるとされている。

##### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、特定個人から、特定年月日に実施機関に提出されたとされる開示請求書原本である。

(3) 存否応答拒否について

ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものである。そのため、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

したがって、存否応答拒否を行うには、①特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること及び②開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件申立文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護されるべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、条例第9条に基づき、本件申立文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が上記(3)イで示した二つの要件を備えているかについて以下検討する。

イ 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。

ウ まず、本件請求に係る上記①の要件について検討する。

本件請求は、「イ本書 請求者が特定年月日付けで横浜市長に宛た開示請求書

原本。」という開示請求書の記載から、特定の者を名指しして行われたものであることが認められる。

そのため、本件請求に対して、開示決定又は非開示情報該当を理由とした非開示若しくは一部開示の決定を行った場合には、本件申立文書が存在すること、すなわち特定個人が特定年月日に実施機関宛に開示請求書を提出したという事実を明らかにすることとなる。また、不存在による非開示決定を行えば本件申立文書が存在しないこと、すなわち特定個人が特定年月日に実施機関宛てに開示請求書を提出していないという事実を明らかにすることになるため、上記①の要件に該当する。

エ 次に、本件請求に係る上記②の要件について検討する。

特定個人が特定年月日に開示請求書を提出し、または提出していないという情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。また、当該情報は、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。そのため、本件請求に係る情報について非開示として保護すべき利益があると考えられるため、上記②の要件に該当する。

オ したがって、本件処分は存否応答拒否の要件を充足するというべきである。

カ なお、本件請求は、一般の開示請求であるが、条例において定められた開示請求権は何人に対しても等しく認められるものであり、開示請求者が誰であるか等の個別的事情によって、当該行政情報の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

#### (5) その他

ア 本件において当審査会の判断を左右するものではないが、申立人は、民事裁判で提出された書面は全て訴訟記録として裁判所において保管され閲覧可能となっており、公開されているものであることを理由に、本件申立文書を開示すべき旨も主張している。

確かに、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条第1項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定している。

しかし、裁判所における訴訟記録の閲覧については、訴訟記録の事件番号、当事者氏名等で閲覧を希望する訴訟記録を特定することが事実上要請されており、同法第92条は秘密保護のための閲覧等の制限についても規定していることから、常に裁判所が訴訟記録の閲覧を無条件に容認するものではないと解される。

当審査会の先例答申第1225号等でも、裁判の公開や一定の要件の下に認められる訴訟記録の閲覧は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づくものであり、条例に基づく開示請求制度とは趣旨・目的を異にするものであって、訴訟記録に記載されている情報が、情報公開の手續において、直ちに一般に公にされるべきものとは認められないと判断している。

これらのことから、民事訴訟法に基づく閲覧制度が設けられていること等をもって、条例第7条第2項第2号ただし書アに定める「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」であるとはいえない。

イ 申立人は、条例第6条第2項に定める補正依頼について、電話伝達ができなかったから非開示にしたとは言語道断であり、条例に反する行為であると主張している。この点について実施機関に確認したところ、電話をかけた事実はあるが、その内容は、特定の者を名指しして開示請求をした場合、存否応答拒否処分となる旨、また、自身の情報を開示請求する場合は、個人情報本人開示請求を行わなければならない旨を伝えようとしたとのことであった。つまり、補正依頼ではなく、手続きの案内を意図したものであるとのことであった。

ウ 申立人は、意見書において、複数の文書を指定した開示請求のうち1つにしか回答がないとも主張している。この点について、当審査会で開示決定等の状況について確認したところ、実施機関は、本件処分のあった平成27年12月3日以前の平成27年11月27日付で本件申立文書以外の請求内容について、申立人宛に補正依頼書を送付しており、その後、非開示決定の通知が送付されていた。このことから、本件処分日において、複数の文書を指定した開示請求に対する回答は、本件処分のほかに補正依頼書という形でされており、申立人の主張する事実は認められない。

#### (6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

#### (第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年1月18日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成28年1月21日 (第192回第三部会) 平成28年1月28日 (第282回第一部会) 平成28年1月29日 (第285回第二部会)	・諮問の報告
平成28年2月23日	・申立人から意見書を受理
平成28年4月26日 (第291回第二部会)	・審議
平成28年5月13日 (第292回第二部会)	・審議
平成28年5月27日 (第293回第二部会)	・審議
平成28年6月10日 (第294回第二部会)	・審議
平成28年10月14日 (第301回第二部会)	・審議